

第3次大田市総合計画・第3期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

第3次大田市総合計画・第3期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

(2) 実施の目的

市政運営の総合的指針となる「第2次大田市総合計画（以下、「総合計画」という。）」及び人口減少対策の基本計画である「第2期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」が令和8年度に目標年次を迎えることから「第3次大田市総合計画及び第3期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「次期計画」という。）」を一体的に策定する。

次期計画の策定にあたり、社会状況や当市の抱える課題、現行の総合計画及び総合戦略の検証結果を踏まえ幅広い市民の意見を取り入れるなど、膨大な情報の収集や多様な分析等が必要であり、効率的に策定作業を進めるため、策定支援業務を委託する。本プロポーザルに参加する事業者から企業提案を募集し、豊富な経験と高い専門知識を有し、計画策定を効率的かつ効果的に支援できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

(3) 業務内容

「第3次大田市総合計画・第3期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、次期計画の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(4) 見積限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和7年度分の事業経費

(5) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※ただし、令和8年度に予定している業務について、令和7年度に選定した業者を契約協議の第1候補者とする。（令和8年度において予算が成立しない場合はこの限りではない。）

2. 選定スケジュール

令和7年5月23日（金）	実施要領等の公表・参加申込受付開始
6月5日（木）	参加申込受付期限（17時まで） 提案書類作成に係る質問受付期限（17時まで）
6月12日（木）	参加資格審査結果通知 質問票の回答期限

- 6月19日（木） 企画提案書等の提出期限（17時まで）
6月30日（月） プレゼンテーション審査
7月 7日（月） 審査結果の通知期限

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式により実施する。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次の条件をすべて満たした者とする。

- ア) 令和7・8年度大田市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- イ) 島根県内に本社、支社または営業所を有すること
- ウ) 令和2年度から令和6年度までに、地方公共団体の総合計画などの行政計画の策定支援業務を受託し、完了した実績があること
- エ) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- オ) 公告の日から申請書提出期限までに大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成17年大田市告示第13号）の規定による指名停止を受けていないこと
- カ) 国税及び地方税の滞納をしていないこと
- キ) 次の各号のいずれにも該当しないこと
 - 1) 破産法（平成11年法律第75号）第18条または第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - 2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者
 - 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者
 - 4) 役員等（個人もしくは法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - 5) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - 6) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている者
 - 7) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者

- 8) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 9) 宗教活動又は政治を主たる目的としている者

5. 情報公開及び情報の提供

大田市情報公開条例の規定に基づく非開示情報を除き公開対象とする。

6. 参加意思確認方法

(1) 参加意思の表示

参加の意思を表示する者は、以下の要領でプロポーザル参加表明書（様式1）を提出すること。

ア) 提出部数

1部

イ) 提出期限

令和7年6月5日（木）17時まで（必着）

ウ) 提出方法

次の関係書類を添えて持参または郵送により提出

1) パンフレットなど、事業者（法人等）の概要が分かる資料（様式等は任意）

2) プロポーザル参加に係る誓約書（様式2）

3) 業務実績書（様式3）

4) 以下の国税及び地方税に滞納がないことを証明する書類（いずれも3ヶ月以内に取得したもので、写し可）

①消費税及び地方消費税

②都道府県における法人業務税

③（大田市内に事業所を有する場合は）大田市税

エ) 提出先

「13. 問い合わせ先（書類など提出先）」に記載

(2) 審査の結果通知

参加資格審査の結果は令和7年6月12日（木）付けでプロポーザル参加資格確認審査結果通知書（様式4）により通知する。

参加資格を有しないと認められた者は、その理由について書面（様式は任意）により説明を求めることができることとし、市は、説明を求められた場合、速やかに理由書を通知する。

ア) 提出期限

通知の翌日から7日後の17時まで（必着）

イ) 提出部数及び提出先

「6. 参加意思確認方法（1）参加意思の表示」に同じ

7. 質問の受付及び回答

本実施要領や仕様書等の内容に不明な点がある場合は、以下の方法によって質問すること。

(1) 質問期間

令和7年6月5日（木）17時まで（必着）

(2) 質問の方法

質問書（様式5）の提出により行うこと

(3) 提出方法

電子メールにより提出（電話や直接訪問による問い合わせには応じない）

※質問受付後、2営業日以内に受信確認メールを送信するので、受信確認が届かない場合は連絡すること。

(4) 提出先

「13. 問い合わせ先（書類など提出先）」に記載

(5) 回答

令和7年6月12日（木）までに本市ホームページに掲載する。ただし、質問者の氏名、企業名は公表しない。なお、質問内容によって、選定に公平性を保てない場合は回答しないことがある。

8. 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、「第3次大田市総合計画・第3期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務企画提案書等作成要領」により企画提案書を作成し、以下の方法によって提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月19日（木）17時まで（必着）

(2) 提出書類

①企画提案書（任意様式） 7部（正本1部、副本6部）

②見積書（任意様式） 1部

(3) 提出方法

持参または郵送により提出

併せて、提出書類の電子データを電子メールにより提出すること

(4) 提出先

「13. 問い合わせ先（書類など提出先）」に記載

9. 審査方法

大田市職員で組織する「第3次大田市総合計画・第3期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」による審査を行い、受注候補者を選定する。なお、提案者が4者以上となった場合は、選定委員会において、企画提案書による事前審査を行い、得点の高い上位4者のみがプレゼンテーションを行う。

（1）審査会の実施

以下の方法で企画提案書、プレゼンテーション及び見積書による審査を実施する。

ア）日時

令和7年6月30日（月）実施時間は決定後、通知する

※1社あたり40分（プレゼンテーション25分、質疑応答15分）

イ）場所

大田市役所2階 第1会議室

ウ）留意事項

- 1）当日のプレゼンテーション出席者は4名以内とする
- 2）資料は事前に提出された企画提案書を使用するため、改めての用意は不要とする
- 3）プレゼンテーションは非公開とする
- 4）提案説明及び質疑応答については音声を録音する
- 5）パソコンなどを使用する場合、モニター及び接続用HDMIケーブルは大田市が準備する。パソコン本体など、その他必要な機器は参加事業者が用意し、持参すること

（2）審査項目及び審査基準

審査にあたっては、「第3次大田市総合計画・第3期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託プロポーザル審査要項」に基づいて受注候補者の選定を行う。また、次点者も併せて選定する。最高得点者が2者以上あるときは、見積書における見積額の低い方を受注候補者とし、見積金額合計も同額の場合はそれらの者のみを対象とした再審査を行い、順位を決定する。なお、最終的な審査結果については、全ての事業者に通知する。

（3）審査結果の通知

審査の結果については、結果通知（様式7）により令和7年7月7日（月）までに通知する。

10. 契約の締結

（1）辞退等

辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定するものに該当することとなった場合または大田市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者を受注候補者とし契約の交渉を行う。

（2）契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、受注候補者と大田市の間で提案内容等を確認する場を設け、実施内容について精査・調整のうえ、最終的な契約内容・金額を確定する。

(3) 仕様

契約内容となる仕様については、仕様書の内容をもとに、受注候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

(4) 提案内容

提案資料及び提案内容については、見積額内で実施できることを確約したものとみなす。

1 1. 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提出された見積金額が大田市の見積限度額を超えている場合
- (6) 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (7) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他、審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

1 2. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする
- (2) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする
- (3) 提出企画提案書等の修正は、提出期限内においてのみ可能とする
- (4) 提出書類は返却しない
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある
- (6) 提出書類に虚偽を記載し、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある
- (7) 本プロポーザル実施要領及びその他の様式等に変更がある場合には大田市ホームページで告知する
- (8) 提出書類作成のため大田市より受領した資料は、大田市の許可なく公表、使用できない

1 3. 問い合わせ先（書類など提出先）

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111 番地

大田市政策企画部政策企画課 担当：松本

電話：0854-83-8005 Mail：o-seisaku@city.oda.lg.jp